

八潮市市営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則
八潮市市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成１０年規則第２０号）
の一部を次のように改正する。

第２条中「は、別表」を「並びに共同施設の位置、種類及び規模は、それぞれ別表第１及び別表第２」に改める。

第３１条中「市営中馬場住宅にあっては月額７，０００円とし、市営大原団地にあっては月額６，３００円」を「別表第２に定めるとおり」に改める。

別表中鶴ヶ曽根住宅の項を削り、同表を別表第１とし、同表の次に次の１表を加える。

別表第 2（第 2 条、第 3 1 条関係）

名称	位置	種類	規模	使用料（月額）
大原団地第 1 駐車場	八潮六丁目 2 6 番 地 2	駐車場	駐車台数 1 7 台	6, 3 0 0 円
大原団地第 2 駐車場	八潮六丁目 1 9 番 地 1 3	駐車場	駐車台数 1 6 台	6, 3 0 0 円
中馬場住宅 駐車場	八潮八丁目 7 番地 1 3	駐車場	駐車台数 1 0 台	7, 0 0 0 円

様式第 5 号備考中「別表」を「別表第 1」に改め、「鶴ヶ曽根住宅」を削る。

様式第 25 号中「第 20 条第 1」を「第 20 条第 1 項」に改める。

様式第 30 号及び様式第 31 号中「八潮市市営住宅条例」を「八潮市市営住宅設置及び管理条例」に改める。

様式第 39 号中「第 30 条第 3 項」を「第 30 条第 5 項」に改める。

様式第 43 号中「第 34 条第 1 項」を「第 35 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。